

今回の menu

I. 社会保険料率変更 II. 雇用保険料率変更 III. 研修会実施 IV. 育児・介護休業法改正
V. 雇用保険給付の変更 VI. 行政書士業務の紹介 VII. 経営指針発表会の報告

I 3月分からの社会保険料率が変わります！（協会けんぽ）

チェック 健康保険料率・介護保険料率 → 3月分（4月に支給する給与）から変更となります。

都道府県	健康保険料率	前年比	被保険者負担割合	介護保険料率 (被保険者負担割合)
千葉県	9.77% ▶ 9.79%	↑	48.95/1000	1.59% 7.95/1000 (前年比：↓)
茨城県	9.66% ▶ 9.67%	↑	48.35/1000	
埼玉県	9.78% ▶ 9.76%	↓	48.80/1000	
東京都	9.98% ▶ 9.91%	↓	49.55/1000	
神奈川県	10.02% ▶ 9.92%	↓	49.60/1000	

- ・ 厚生年金保険料率 → 変更なし18.3%(被保険者負担割合9.15%)
- ・ 賞与については、3月1日以降支給分から変更後の保険料率が適用されます。
- ・ 健康保険組合に加入の事業所様は、ご加入の健康保険組合のホームページ等で保険料率をご確認下さい。

II 4月分からは雇用保険料率が引き下げられます！

チェック 雇用保険料率 → 4月分(主に5月に支給する給与)から変更となります。

事業の種類	① 従業員負担分	② 事業主負担分	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1000(0.5↓)	9/1000(0.5↓)	14.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	6.5/1000(0.5↓)	10/1000(0.5↓)	16.5/1000
建設の事業	6.5/1000(0.5↓)	11/1000(0.5↓)	17.5/1000

注意 ※従業員負担分も変わりますので、給与計算の際はご注意ください。

重要!

従業員・事業主の保険料負担額はいくら変わる？

【例】月額30万の給与の従業員(千葉県・一般の事業・45歳)一人につき…
1か月あたり本人・事業主分ともに、(社会・雇用)保険料 **120円の負担減**となります。
従業員が10人の場合、事業主は今後1年間で **14,400円の負担減**となります。

III 育児休業・介護休業法改正について研修会を実施しました

育児・介護休業法の今年の法改正について、お客様の総務の方々と研修会を開催しました。改正内容を社内の実情にあわせて具体的にどのように対応していくかなどの意見交換もでき、充実したひとときとなりました。やまもと事務所では、今後このような法改正・働き方などのテーマで研修会開催の取組みを進めていきたいと考えております。

ご希望がありましたらぜひお声掛けください。



IV 育児・介護休業法 改正のポイント

男女ともに仕事を継続しながら育児・介護と両立できるように、支援制度が拡充されます

育児・介護に関わる法改正が4月と10月に施行されます。育児については、こどもの成長にあわせてより柔軟に対応できる休暇や労働時間、働き方の制度が、介護についても、高齢社会をふまえ、介護離職なく働き続けられるよう労使双方の理解を深めていくための制度ができました。

事業主は、「**法改正にあわせた就業規則の改定**」「**従業員の方への対応**」の2点を行う必要があります。

事業主と従業員、従業員同士がお互いを理解し、すべての人が個々の事情にあわせて働きやすい社会を目指しましょう！

2025年4月1日施行

育 子の看護等休暇

小学3年生修了までの子どもを養育する従業員が

- ① 病気・けが
- ② 予防接種・健康診断
- ③ 感染症に伴う学級閉鎖等
- ④ 入園(入学)式、卒園式



のときに、1年間に5日（対象になる子が2人以上の場合は10日）まで子の看護等休暇が取得できます。

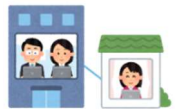
●**労使協定を締結することで、「1週間の所定労働日数が2日以下の従業員」**は子の看護等休暇を取得できる従業員から除外できます。

育 所定外労働の制限の対象拡大

働きながら育児の時間が確保できるように**小学校入学前**の子どもを養育する従業員が希望（請求）したときは、会社は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて働かせることができません。

育 育児のためのテレワーク導入

3歳未満の子を養育する従業員が**テレワーク**を選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。



介 雇用環境整備

介護休業や、介護と仕事の両立制度※が利用しやすくなるよう、次の**いずれかの措置が義務**となります。（複数実施が望ましい）

- ・研修の実施
- ・相談窓口の設置
- ・制度利用事例の収集・提供
- ・制度利用促進についての事業主の方針の周知

※介護休暇、介護短時間勤務、労働時間の制限（所定外・法定外・深夜）

介 個別の周知・意向確認等

次の取組が**義務**となります。

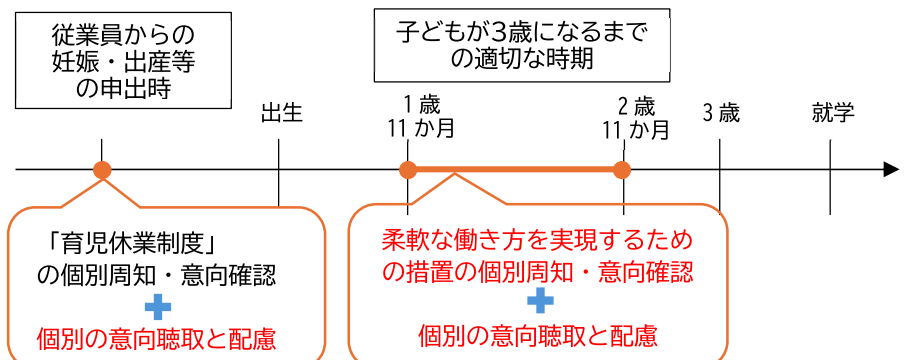
- ◆介護に直面した労働者に・・・
介護休業や両立制度の内容周知と、具体的な制度利用についての意向を確認する
- ◆40歳を迎える労働者に・・・
介護休業や両立制度の情報提供



2025年10月1日施行

育 仕事と育児の両立に関する「個別」の意向聴取・配慮

妊娠・出産の申出があった際や、**子どもが3歳になる前**に、育児の支援制度を**周知**し、**個別に面談**をして、子や各家庭の事情に応じた制度利用の**意向確認**をし、**配慮**しなければなりません。具体的な配慮の事例には、**業務量や勤務時間帯の調整等**があります。



▶ 2025年10月改正については、次号で詳しくお伝えします！

V 雇用保険法改正による 給付金の変更

..... 2025年4月1日施行

1 出生後休業支援給付金が創設されます

- 目的 夫婦が共に働き、育児を行う「共働き・子育て」の推進。ポイントは「夫婦ともに」育児休業等を取得した場合に支給される点で、特に男性の育児休業の取得を促すねらいがあります。
- 支給要件 出生後休業支援給付金は、育児休業の受給資格者に対して追加的に支給されます。まず育児休業給付の受給資格を得たうえで、次の要件を満たす必要があります。

※① ※②
子どもが生まれた直後の一定期間に、「夫婦ともに」14日以上育児休業を取得している

※①一定期間とは

父親：子どもの出生後8週間以内

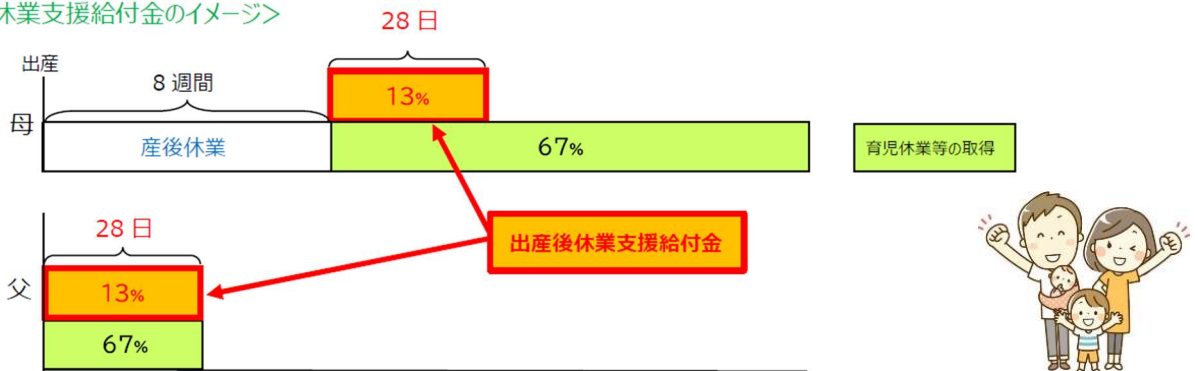
母親：産後休業終了後8週間以内

※②例外

一人親家庭や配偶者が雇用労働者以外（自営業・フリーランス）など本人のみの育休取得で受給可能となる場合がある。

- 支給額 最大で28日間、休業開始前賃金の13%に相当する額が支給されます。

<出生後休業支援給付金のイメージ>



現行の育児休業給付金・出生時育児休業給付金の支給率は67%なので、13%上乗せすると80%となります。

2 育児時短就業給付金が創設されます

- 目的 育児中の柔軟な働き方として、男女ともに時短勤務制度を選択しやすくなることが目的です。時短勤務制度を選択したことによって賃金下がった労働者に対して給付金が支給されます。
- 支給対象 ① 2歳未満の子を養育するために、1週間の所定労働時間を短縮して就業する雇用保険の被保険者であること
② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について時短勤務を開始したこと または、時短勤務開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

- 支給額 育児時短勤務中の各月に支払われた賃金額 × 10%

※支払われた賃金額が育児時短勤務開始時賃金月額額の90%超～100%未満の場合、支給率は下がります。



3 高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます

- 60歳の誕生日が令和7年4月1日以前の方：従来通り、各月の賃金の15%を上限として支給
- 60歳の誕生日が令和7年4月2日以降の方：各月の賃金の10%を上限として支給

この制度は、60歳以上65歳未満の雇用保険被保険者で、60歳到達時点と比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける方が対象です。高年齢者の就業意欲維持と65歳までの雇用継続を支援する目的があります。

対象になる従業員がいらっしゃる場合はご相談ください！



Ⅶ. やまもと事務所は行政書士業務の実績も多くあります！

やまもと事務所は社会保険労務士業務だけでなく、行政書士業務も行っております。
そこで今回は、やまもと事務所が行っている行政書士業務の一部を紹介いたします。

1. 建設業 許可申請

やまもと事務所は、幅広い行政書士業務のなかでも建設業許可申請を多く取り扱っております。現在約110社のお客様の申請業務を行っており、事業年度終了届や、各種変更届、経営事項審査申請の書類作成・届出も行っています。



2. 産業廃棄物収集運搬業 許可申請

産業廃棄物を処分場までトラックなどで運搬するために必要な許可です。
都道府県単位での申請が必要ですが、やまもと事務所では千葉県だけでなく茨城県・埼玉県・東京都・神奈川県への申請も対応しております。

3. 入札参加資格審査申請 業務

公共事業の入札(「建設工事」「物品の販売・役務の提供」)に参加するために必要な申請業務です。国省庁が対象の省庁統一資格申請や千葉県・茨城県・東京都・埼玉県の各自治体への入札参加資格審査申請を行っています。なお、今秋は千葉縣市町村への入札参加資格審査申請の定期受付となっています。



4. 会社設立 業務

会社を設立するための書類作成も行っています。定款の作成及び公証役場への認証手続き、また登記に必要な株主総会議事録等の作成も代行しております。
※登記申請は提携司法書士に依頼します

主な行政書士業務を紹介しました。この他にも「宅建業」「古物商」「電気工事業」など許認可申請や相続についてもご相談いただけます。お困りのことがありましたら、やまもと事務所にお声がけください。

Ⅷ. 2025年 経営指針発表会を開催しました！

2025年2月7日(金)、経営指針発表会を開催しました。今年は、家族の転勤のためマレーシア在住の職員もリモートで参加、また初めての参加となる職員もいましたが、全員で経営理念や経営方針、計画についての認識を深めました。個人ごとの目標発表では、職員の新たな一面や目標達成のためにお互い協力しあえる部分を発見することができました。午前中は指針発表会、ランチ後は事務所へ戻りグループ討論会を行いました。経営理念について職員それぞれの視点で話し合い、意見交換をすることで理念をより身近なものにすることができました。お客様や地域への貢献ができるよう職員一同さらに邁進してまいります。 Instagramはこちら⇒



社会保険労務士法人・行政書士 やまもと事務所
〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101
TEL 04-7160-3235
【ホームページ】<https://www.office-yama.jp>
【Instagram】https://www.instagram.com/office_yama
【MAIL】info@office-yama.jp

